

受付期間は2月18日～3月15日 **確定申告は期間内にお済ませください**

■問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126

平成24年分の確定申告の受付期間は、2月18日から3月15日です。申告書はご自分で作成して、早めの提出と納税をお願いします。受付会場や時間は次のとおりです。また、税理士による無料相談会もご利用ください。

多久市役所 4階大会議室（東）

期 間 2月18日(月)～3月15日(金)
(土・日曜は閉庁。ただし、2月24日と3月3日の日曜は受け付けします)

受付時間 8時30分～16時

会場直通電話 ☎75-2013

■問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126

佐賀税務署（佐賀第二合同庁舎）

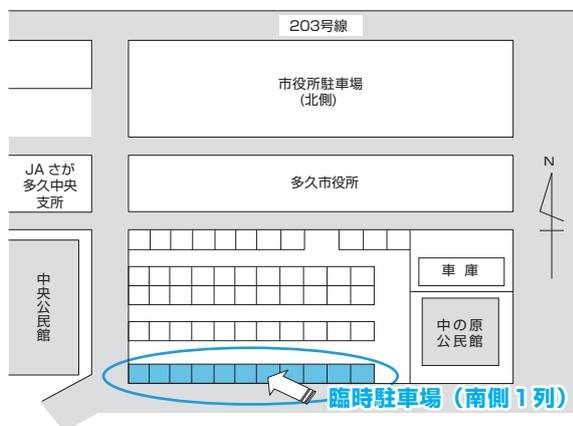
期 間 2月18日(月)～3月15日(金)
(土・日曜は閉庁。ただし、2月24日と3月3日の日曜は受け付けします)

受付時間 9時～16時

※還付申告は、1月から佐賀税務署で受け付けています。また、申告相談は2月4日から開設しています。

■問い合わせ 佐賀税務署 ☎32-7511

●申告来場者専用臨時駐車場のご案内



税理士による無料申告相談会場のご案内

場 所 佐賀市役所 6階会議室

(佐賀市栄町1番1号)

期 間 2月18日(月)～3月1日(金)
(ただし、土・日曜は休みとなります)

時 間 午前 9時30分～11時30分
午後 13時～15時30分

※上記会場では、譲渡所得、贈与税の申告相談は受け付けていませんのでご注意ください。

◎生命保険料控除の改正

平成24年1月1日以後に締結された保険契約（新契約）について、従来の一般生命保険料控除（改正前：適用限度額5万円）と個人年金保険料控除（改正前：適用限度額5万円）に、介護医療保険料控除が新設され、それぞれの保険料控除の限度額が4万円へと変更されました。

平成23年12月31日以前に締結された保険契約（旧契約）については、これまでの一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の適用限度額5万円はそのまま適用されます。生命保険料控除の合計限度額は12万円になりました。

■新契約（平成24年1月1日以降締結した契約）の計算式は下記のとおりです。

《一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料》

年間の支払保険料等	控除額
～20,000円	支払保険料等の金額
20,001円～40,000円	支払保険料等×1/2+10,000円
40,001円～80,000円	支払保険料等×1/4+20,000円
80,001円～	一律40,000円

◎医療費控除の改正

医療費控除の対象範囲に、平成24年4月1日以後に支払った介護福祉士による^{かくたん}喀痰吸引等および認定特定行為業務従事者（一定の研修を受けた介護職員等）による特定行為に係る費用の自己負担分が加えられました。

所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(金)まで

個人事業者消費税の申告と納税は4月1日(月)まで

市報1月号でお知らせをしていました内容に一部誤りがありましたので訂正します。

佐賀税務署の所得税の確定申告会場開設は、2月4日(月)からです。受付時間は9時から16時までです。